一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
薦田紙工業株式会社	愛媛県四国中央市妻鳥町四百七十一番地一	製本・印刷・製袋

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十六日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社大棟商事	愛媛県八幡浜市大平一番耕地七百八十七番地第一	縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
スミヨシ化成株式会社	埼玉県南埼玉郡白岡町篠津七百七十九番地六	給排水装置製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年七月二十二日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
網太株式会社	愛知県豊橋市原町字狢山一番三	編網機製造・組立

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年九月二十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社シゲマツ	大阪府大阪市城東区東中浜一丁目十一番五号	帽子製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年九月二十五日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社ウイング	東京都江東区大島二丁目七番十三号	溶接

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年四月十七日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社双和	岐阜県岐阜市日光町三丁目五十一番地	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十四年八月二十日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社東京ドレス	青森県八戸市大字尻内町字上川原七十一番地二	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年二月一日までの間に本邦に入国する者